

平成29年第1回定例会(平成29年3月9日)

観光建設水道委員会委員長 (山本 一成 委員長)

観光建設水道委員会は、去る3月2日の本会議において付託を受けました『議第1号 平成28年度別府市一般会計補正予算(第9号) 関係部分』ほか8件について、3月6日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず初めに、予算議案5件であります。『議第3号』の競輪事業 特別会計、『議第4号』の公共下水道事業 特別会計、『議第5号』の地方卸売市場事業 特別会計、及び『議第7号』の水道事業会計の4件の補正予算案につきましては、当局から、決算見込みに係る所要額の調整を行うこと等、必要な説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決いたしました。

次に、『議第1号 平成28年度別府市一般会計補正予算(第9号)』関係部分であります。商工課の地方創生 拠点整備交付金を活用した事業のほか、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等が主な内容であります。

当局の主要な事業としては、まず、観光課関係においては、観光客誘致・受入に要する経費の追加額として115万円を「遊べる温泉都市構想 実行委員会 寄付金」に繰り入れるとの説明が、

温泉課関係においては、繰越明許費 補正として、温泉活用事業における、泉脈等の調査について、再度検討を重ねたことにより、年度内の完了が見込めなくなり、委託料等を繰り越すものであること、また、歳入では、温泉使用料280万円を減額すること等の説明がなされました。

これに対し、委員から温泉使用料の減額はどのような理由からか、また、入湯客を増やすための積極的な施策が必要ではないかといった質疑・要望がなされ、当局から、温泉使用料の減収は、大分地震による観光客の減少が一つの要因であると考えられ、今後も引き続き、入湯客増加に向けた十分な調査・研究を行っていききたい旨の答弁がなされました。

次に商工課関係では、竹細工 伝統産業会館の竹産業 活性化を図るため、支援機能を備えた施設に強化・整備するとともに、竹製品等の販売及びカフェスペースの整備に6,588万4千円の補正予算が、農林水産課関係においては、有害鳥獣 捕獲事業の捕獲頭数の増加が見込まれることに伴い、この捕獲に対する謝礼金を追加補正する旨の説明が、また、DMO推進室関係では、ICT等を活用した観光産業の生産性向上に要する経費において、委託業務 契約金額の残額42万円を減額補正することについて、委員から、今年度の事前調査の内容について質疑がなされ、当局から、事業者や観光客にとって利便性の高い、

同時翻訳ツールのアプリ開発や手ぶら観光の基盤整備等が考えられており、協議を進めているとの答弁がなされました。

次に、都市政策課関係では、国の地籍調査事業費 積算基準の見直しなどにより、地籍調査業務 委託料 1,500万円を減額すること、都市整備課関係では、社会資本整備 総合交付金に関連した予算の減額について、それぞれ詳細な説明がなされました。

道路河川課、下水道課及び公園緑地課関係では、繰越明許費補正として、下水道整備事業に伴う舗装工事が、また、鉄輪地獄地帯公園整備事業においては、基本設計委託業務 1,333万8千円をそれぞれ繰り越す旨の説明がなされたところであります。

建築住宅課関係では、市営住宅整備に要する経費において、補助に係る交付金の減額や入札差金により整備工事費を減額する旨の説明が、また、建築指導課関係では、社会資本整備 総合交付金に関連した予算の減額等について説明がなされたところ、委員から、繰越明許費 補正のうち、べっふ復興建設券 発行事業について、建設券の利用期限に係る質疑がなされ、当局から工事完了期限を2月8日から本年6月30日まで延長し、併せて建設券の換金期限を3月10日から本年7月10日に変更したいとの答弁がなされた次第であります。

その他の各計上予算についても、その内容等につき当局から必要な説明を受け、最終的に、『議第1号』関係部分は、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決した次第であります。

次に、予算外議案4件についてであります。

『議第31号 市道路線の認定及び廃止について』は、新たに認定する路線13路線と廃止する路線7路線が、『議第34号 市長専決処分について』は、地獄蒸し工房鉄輪の指定管理者の指定の取消しに伴い、同施設の管理を委託するため、当該補正予算を専決処分したものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、委託料の積算根拠や委託先はどうなっているのかとの質疑に対し、当局から、前指定管理者の直近の運営費から算出し、17人の職員で行うことが一番望ましいとの判断により、積算したこと、また、委託先については、本市において委託実績のある人材派遣会社に委託したとの答弁がなされました。

これに対し、委員は、無駄な支出とならないよう今後は実績を十分精査してもらいたいとの要望が出されました。

さらに、別の委員からは、今回の問題は、本委員会の指摘が発端となったものであり、地獄蒸し工房鉄輪の継続性を重視し専決処分をしたことは理解できるが、この専決処分の前に本委員会に対し、きちんと説明の場を設ける必要があったのではないかとの意見も出されました。

水道局関係においては、『議第29号 別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について』では、簡易水道事業を水道事業に統合すること及び剰余金の処分方法を定めることに伴い条例を改正する旨の説明が、『別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について』では、水道局企業職員について、介護休暇に係る給与を減額する場合に介護時間を加えること等に伴い条例改正を行う旨の説明がなされました。

これに対し、委員から、簡易水道が水道事業に統合されることについて、サービスの面で不公平が生じることはないかとの質疑に対し、水道の定義が異なっていただけで、施設も従前と変わりがなく、上水道のサービスと同じ取扱いになるとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、提案理由にある「介護のため1日の勤務時間の一部につき」とある一部とはどういう意味かとの質疑に対し、当局から、介護休暇を取得しやすくするための改正であり、2時間を上限に時間単位で取得できるようにしたとの答弁がなされました。

これらの予算外議案につきましても、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決及び承認するものと決定しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。